

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令案について

1 制定の趣旨

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和7年法律第26号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、並びに日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律施行令（令和7年政令第261号。以下「令」という。）第2条及び第5条の規定を実施するため、日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令を制定するもの。

2 概要

(1) あっせんの申請手続

法第15条の規定による特殊海事損害のあっせんの申請手続について定める。
（第1条関係）

(2) 訴訟の援助の申請手続

令第2条に規定する訴訟の援助の申請手続について定める。（第2条関係）

(3) 償還金の支払の猶予等の申請手続

令第5条第1項に規定する償還金の支払の猶予及び立替金の償還の免除の申請手続について定める。（第3条関係）

(4) 申請の経由

申請の経由について定める。（第4条関係）

(5) 他の省令の廃止

次の省令を廃止する。（附則第2条関係）

ア 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令（令和5年防衛省令第12号）

イ 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブ

リテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令（令和5年防衛省令第13号）

3 施行期日

法の施行の日（令和7年7月22日）